

判決年月日	平成28年12月26日	裁判所	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成28年(行ケ)第10040号		
○ 名称を「安全な認証型距離測定法」とする発明について、進歩性を否定し、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決につき、一致点の認定の誤りを認め、進歩性を肯定して取り消した事例。			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 不服 2014-5233 号, 特願 2010-103072 号, 特開平 9-170364 号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「安全な認証型距離測定方法」とする特許出願に係る、拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

審決は、車両のキーレス・エントリーシステムに係る発明である引用発明（特開平 9-170364 号公報）を、「車両側無線装置が、携帯型無線装置からの応答信号に基づいて、ドアの解錠指令の送出を決定する方法・・・」と認定した上、本願発明と引用発明との一致点を、「第 1 信号送信装置が、第 2 信号送信装置に対して所定のサービスを実行すべきかを決定する方法であって、当該方法は、第 1 信号送信装置と第 2 信号送信装置との間の距離測定を実行し、測定された距離が事前に規定された距離間隔の範囲にある場合に、前記第 2 信号送信装置への所定のサービスの実行を許可・・・される方法」と認定し、「所定のサービス」の内容は、本願発明と引用発明の相違点であるが、格別なものではないとして、本願発明の進歩性を否定した。

2 本判決は、概略、下記のとおり述べて、審決を取り消した。

記

本願発明と引用発明の一致点として、「所定のサービス」の実行を許可する点を認定するのは、誤りである。

引用発明は、「ドアの解錠指令の送出を決定する」ことを構成要素とするものであり、「『所定のサービスの実行を許可』する」という抽象化され、上位概念化された動作が引用発明の構成要素であると評価することはできない。

被告は、前記の「サービス」とは、「サービス要求と、それに対し、何らかの利便を提供する行為の総称」と主張するが、「第 1 の主体が、第 2 の主体に対し、何らかのサービスを要求する行為」は、「サービス」と表現され得るとは考えられず、「サービス」を、前記の 2 種類の行為を一個の概念に包括する総称と定義することには、無理がある。

仮に、被告の主張する「サービス」の定義を前提としても、引用発明において、車両側無線装置が、携帯型無線装置からの応答信号に基づいて、「ドアの解錠指令の送出を決定」することが、「第 2 信号送信装置への『所定のサービスの実行を許可』する」ことに

は該当しない。

以上のとおり，審決における一致点の認定には誤りがあり，進歩性の有無の判断に誤りがあるから，原告の請求は，その余の取消事由について判断するまでもなく，理由がある。